

厚生委員会 令和元年 11 月 19 日火曜日 10:00~

環境保全及び廃棄物処理に関する調査	【所管事務調査】
保健予防・医療及び国民健康保険に関する調査	【所管事務調査】
高齢者・障害者福祉及び介護保険に関する調査	【所管事務調査】
子育て支援に関する調査	【所管事務調査】
第三期帯広市環境基本計画（原案）について	【理事者報告】
帯広市一般廃棄物処理基本計画（原案）について	【理事者報告】
十勝圏複合事務組合における新中間処理施設の整備検討状況の報告について	【理事者報告】
第三期帯広市地域福祉計画（原案）について	【理事者報告】
第三期帯広市障害者計画（原案）について	【理事者報告】
第三期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）について	【理事者報告】
第 2 期おびひろこども未来プラン（原案）について	【理事者報告】

<会派委員としての質疑要旨>

1 環境保全及び廃棄物処理に関する調査

- ・ 第 3 期帯広市環境基本計画（原案）理事者報告
- ・ 帯広市一般廃棄物処理基本計画（原案）理事者報告
- ・ 十勝圏複合事務組合における新中間処理施設の整備検討状況の報告

○新くりりん（新中間処理施設の警備検討状況報告から）施設建設費について

施設建設費約 285 億円の算定方法の根拠（どこで誰が算出したのか等）、その内訳、想定される帯広市の負担金金額、供用開始までの具体的なスケジュールと進捗の見通しについて質しました。現在のくりりんセンターは 13 市町村で利用されており、広域事務組合で運営、新たな施設についてもその構成市町村による組合と構成市町村の担当者によって

進められています。建設費として試算された金額がどこでどのような算出方法が取られたのか。その内訳についても質しました。

○食品ロス・フードバンク・フードドライブの取り組みについて

2つの原案に記載された「食品ロス」「フードバンク」の推進。家庭からの生ごみ減量対策としての「食品ロス」推進だけではなく、食糧を生産する地域として、第1次産業、2次産業、そして市民の手に食を直接手渡す販売店など、全ての食に関わる業界との連携が必要。そのためには市役所内でも全庁的な連携と取り組みが求められます。まだ食べられるものをストックし、必要な場へ、人へと確実に届ける仕組みづくりが必要。市の考え方について質しました。

2 保健予防・医療及び国民健康保険に関する調査

○アレルギー・香害について

アレルギーの原因となるアレルゲンには卵や牛乳などの食物性アレルゲン、ほこり、カビ、化学物質などの吸入性アレルゲン、化粧品、衣類、洗剤などの接触性アレルゲンがあります。帯広市では学校給食センターにおいて卵・乳の除去食を提供したり、料理教室への栄養士派遣、HPにアレルギー関連情報を発信するなど対応を行い、乳幼児健診時など相談対応もしてきたところです。このような中、近年多くなってきていると言われるものが、「化学物質過敏症」。食物アレルギーの対策は進んでいるが、化学物質によるもの、中でも香料によるアレルギーについてはまだ一般的に知られていない。中には仕事が続けられなくなるほど重篤な症状の方もいる中、市の把握状況と認識、市民からの声について質しました。

市は、「最近、香料付き柔軟剤、石けん、洗剤などが広く出回っており、その香りで健康被害を受けている方がいることは認識している。」「柔軟剤や香水などの香りで体調が悪くなることから、香りによる健康被害について啓発してほしいという声をきいている。」と答弁。それと知らずに加害者になってしまう事例も多くあることから、まずは知る・理解する・使用を控えるという行動を導くために、「香害」についての周知・啓発の必要性と実施について求めました。市は、「市民の健康を守る観点から、広報などによる周知を検討していく。」と答弁。出来る限りの早い実施を強く求めました。

3 高齢者・障害者福祉及び介護保険に関する調査

- ・第3期帯広市地域福祉計画（原案）理事者報告
- ・第3期帯広市障害者計画（原案）理事者報告

○第3期地域福祉計画（原案）について

拠点づくりとは、活動のベース、場所の提供ではないとの事。

答弁は「社会福祉法の改正」に伴い記載されている「地域住民が相互に交流を図ることのできる拠点」。更に地域福祉計画でいう拠点づくりにおいては、従来の取組みの拡張ではなく、これまで取り組みが進まなかった地域課題や困り事への対応、さらには住民が相互に交流できるよう、地域の様々な主体が連携した取組を、新たに地域に生み出すことを意図し、身近な圏域につくるものである。社会福祉法のなかで、「地域住民が相互に交流を図ることのできる拠点」という文言を使用しており、国が各地域に拠点をつくることを進めていることから、拠点という言葉を使用しているもの。

↳ 分かりにくいと思いませんか？

つまり、いま、2025年を目途に構築中の地域包括ケアシステムは、主に高齢者を支える仕組みづくりで、エリア分け、ここ数年は地域に第1層・2層コーディネーターを配して、地域の課題や支える資源を探り掘り起こし、支え合う地域の仕組みを構築しようとしているように、地域福祉計画の中でも同様に取り組むためのはじめの一步だと。理解して良いのですかね？と尋ねると、yesとの答えがありました。

Q) 国が進める方向性ということではあるが、対象はどのような方々か？

A) 障害者、難病患者、生活困窮者、ひとり親家庭、生活保護受給者、等支援が必要と思われる市民とその家族等。

Q) 地域包括ケアシステム構築のプロセスのように、エリア分けや調査などの人的配置などを今後して行くのか？拠点づくり、つまり課題抽出と社会的資源の掘り起こしとデータベース化の目途は計画期間内に定めて行くのか？具体的ロードマップは？

A) 国からの指示なども現時点ではないが、今後示されることも想定されることから、それらに従っていくことになると思う。

再犯防止

2018年度の『犯罪白書』によると、2017年に検挙された人の数（刑法犯）は、過去最低の21万5003人。発生率も同様に戦後最低を更新し続けています。しかし過去最悪を更新し続けている数字があります。それが検挙者に占める再犯者の割合「再犯者率」です。2017年の検挙者のうち、再犯者は10万4774人で、再犯者率は48.7%と、およそ2人に1人が再犯者である計算となる。このような状況下、再犯防止推進法が2016年（平成28）12月14日に公布、施行され、自治体に「再犯防止計画」の策定を努力義

務ではあるが課している。市は第3期帯広市地域福祉計画に「再犯防止計画」を内包する考えを示し、原案に記載されたことから、その取り組みと考え方について質しました。

Q) 再犯防止の取り組みについて、具体的にどのようなことを進めて行こうと考えているか？

A) これまで社会を明るくする運動などでの周知や、出所者が福祉的支援を必要としている場合に矯正施設と調整を図るなどしてきたが、保護観察所を始め保護司会などの関係機関、団体とも連携を強め、刑務所出所者等が再び犯罪に手を染めないために、その当人に対する支援や、社会を明るくする運動などを通じて、受け入れが出来る環境づくりなどが必要なものと考えている。

Q) 計画原案の記載については、今行っていること、現状の記載に留まっている感がある。再犯防止計画として、これからの取り組みが見えない。市の役割をどうとらえているか？

A) 再犯防止対策は国の役割であるが、刑務所出所者等を最終的に受け入れし、関わりをもつのは、市民に最も身近な自治体であることから、市においても、再犯防止に取り組む必要があるものと考えており、まずは関係機関、団体とのネットワークを作るところなどから、少しずつ取り組みを進めていきたいと考えている。

Q) 関係機関・団体等とは具体的にどのような団体を指すのか？

A) 保護観察所を始め保護司会やBBS会、雇用事業主会、十勝自営会等、更生保護関係団体や刑務所や少年院等の矯正施設などが考えられる。

Q) 地域での取り組みを新たにスタートさせるというが、従前のやり方を踏襲することはもちろん、今あるネットワークに更に新たな広がりを持たせることも重要。当事者の自助グループや団体、AA、MAC、ダルクといった存在をネットワークに加える必要があるのでは？

A) NPOのとかちダルク支援団体が障害福祉サービスの事業所として指定されている。サービス利用にあたって連携を図ってきた。

Q) 薬物やアルコール依存など、様々な依存症の方がおり、自助グループや支援団体などもあるが、市との連携などはあまりとられていない。ピアサポートは親身に寄り添う支援として役割は大きい。規制薬物では再び使えば罪となり、再犯防止という観点からは、そうしたところとの連携も重要ではないか？

A) 薬物など依存症対策については、保健所が主体で行っており、これまで市が関わっているところは周知啓発や、支援団体からの紹介で福祉サービスにつなげるなどがあると思うが、特に積極的な連携は図られていなかったところである。再犯防止ということでは、規制薬物の依存症対策も重要なところと思われ、そうした団体とどのような形で連携していくのが良いか検討が必要と思われる。

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所の嶋田卓也氏、松本俊彦氏らの研究チーム「薬物依存研究部」薬物依存症の地域支援の重要性が指摘される中で、当事者が主体となった民間支援団体ダルクに関する有効性について、全国46団体695名の利用者を対象に、利用者の予後を追跡調査している。平成30年度の研究成果を読むと、追跡期間中の断薬率は6か月88.3%、1年76.5%、2年62.9%と、先行する研究と比較して高水準の断薬率であると評価している。

更にその要因として、利用者同士の関係性が良好であること、回復のモデルとなる仲間がいること、自助グループに定期参加していることなどの要因が特定された。時間の経過とともに、未就労率および生活保護受給率はいずれも減少する一方、就労率は増加していたそうです。(研究成果を小冊子にまとめて、刑務所や保護観察所などの司法機関、依存症支援に携わる保健医療機関等に配布するとともに、ホームページで公開)

支えるネットワークを繋ぐ役割が、計画を持つ市にあること、また再犯防止には、支える人たち、地域との連携とつなぐネットワークが必要。罪を犯しても、立派に更生し活躍をされている方もいるが、過去の罪を犯したという事実があると、なかなか周りに受け入れられないという現実がある。一般的には出所して就労することで再犯率は低くなると言われている。2018年度の『再犯防止推進白書』によると、2017年の再犯者の72.2%が逮捕時には無職でした。加えて、2013～2017年の5年間で、保護観察終了時に仕事についていなかった人の再犯率は25.2%、仕事についていた人の再犯率は7.8%でおよそ3倍。その一方で現実には、多くの元受刑者が仕事を得られません。2017年の出所者数は、2万3068人、そのうち官民の就労支援を受けた人は1～2%にとどまります。その最大の理由は、多くの会社が元受刑者を受け入れることを拒んでいる背景がある。この偏見を解消していくことも、市に求められる役割の一つと考えます。薬物依存対策なども再犯防止としては、重要な取組と思うので、この再犯防止の部分については、目指す姿をイメージできるよう、もう少し今後の取り組みについて、記載することを求めました。

○福祉灯油事業について

気温がマイナスとなり、雪も降り、いよいよ冬到来。灯油の価格が値上がり傾向になる季節です。暖房は十勝の冬の生活に必須のもの。夏季には無い大きな出費となり、家計の負担になるのも事実です。北海道には他の地域にはない「燃料手当」「石炭手当」と呼ばれる冬季期間（10月～3月までの間）手当が支給される制度の歴史があるくらいですから、暖房費の家計に与える負担の大きさが分かります。

帯広市では灯油の引換券を交付する事業がありますが、「冬季において、多くの世帯で生活必需品となる灯油については、世界情勢等の影響を受け、電気やガスに比べ価格の変動が激しいものとなっている。急激な価格高騰は家計における影響も大きく、生活に困窮している世帯においては、更に厳しい状況となる。灯油価格が高騰した際には、緊急生活支援を目的として、灯油引換券事業を実施してきた」と考え方や目的について説明しました。

Q) 近年の実施状況は？

A) 平成24年度、25年度、26年度、そして30年度に実施をしてきている。

Q) 事業実施年とそうでない時での判断はどのようにされてきたか伺う

A) およそ100円を目途として、灯油価格の値上がり状況や、道内主要都市や管内町村における実施の見込みなどから判断をしてきている。

実施の状況は以下の通りです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成30年度
交付実績	4,049件	4,270件	4,320件	4,146件
交付率	76.7%	79.1%	81.5%	76.9%

平成30年度の対象世帯別状況

	高齢者世帯	障害者世帯	ひとり親世帯
対象世帯件数	2,734件	588件	824件
交付率	77.2%	14.2%	19.9%
構成割合	65.9%	14.2%	19.9%

高齢者が半数以上を占める状況。年金暮らしで、生活保護も受けず頑張っている方も多い現状。高齢者を支えるうえでは、そうした本当に困っている方に手を差し伸べることが必要なのではないか。また、今年は消費税増税や消費財そのものの値上がりも顕著。厳冬期にはそれに加えた支出が暖房に関わる出費であり、マイナス気温が続く帯広の冬には生命線。市は市民の暮らしをどのように認識しているかと質したところ、以下のような残念な答弁がありました。

答弁)「景気動向ということでは、帯広財務事務所が8月に発表した本年4月から6月の十勝経済情報では、管内経済は「緩やかに回復している。」とされている。帯広信用金庫が10月末に発表した経済指標概況でも、「十勝の経済は、農業生産の堅調や観光関連の回復基調、労働需給のタイト化もあって、引続き持ち直している。」とされており、景気としては良い方向にあると認識しているが、個人個人が感じる実感としては物価上昇などの負担感を感じている方など様々あると思われる。物価上昇などへの対応については、市だけでの対応は難しいものと考えている。」

このような答弁は福祉担当部局としての考えとは到底思えないこと、支援が必要な市民へのまなざしと気づき、対応を求めました。

Q) 100円を目安として実施をしているとのことだが、その価格を基準とする根拠は？

A) 100円程度まで上昇してくると、道内の他の市町村でも実施を検討するところが多くなることもあり、目安としている。明確に基準として持っているわけではない。

Q) 気候変動による気温差の幅の大きさ、暑さ寒さは更に厳しさが増すという。日々の暮らしに係わる経費も確実に上昇し、家計に負担は大きくなっている。今年度の実施について、どのように考えているか伺う。

A) 灯油価格は、昨年までの高値となっていないことから、現時点では実施を予定していないが、これまで同様、今後の価格の推移や、他市町村の動向を注視していきたい。

現時点での実施は考えにないとのこと。市民の暮らしの実際に耳を澄ませ、この冬に向けた実施を重ねて求めました。

○第3期障害福祉計画について

Q) 計画の目標に「自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加することができる地域づくりを目指す」とあり、就労や余暇、スポーツ活動など社会参加を促進する上で、移動の支援が必要であると捉えているが現状の課題について伺う。

A) 屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立した生活及び、社会参加を促進する目的に移動支援事業がある。官公庁、金融機関等の手続き、冠婚葬祭などの出席、生活必需品の購入などの社会生活上必要不可欠な外出や外食、レジャーなど余暇活動に係る外出などが対象となっているが、通年かつ長期にわたる外出である通学や収入を得ることを目的とした通勤については対象とならない制度となっている。

Q) 移動支援の今後の考え方について伺う

A) 障害のある人が、様々な活動に参加するためには移動の支援は必要であるが、制度上の課題があることは認識している。障害を特別なものとして考えるのではなく、市民誰もが相手の視点に立って考え、相手を思いやる心が育まれる共生社会を目指し、障害や障害のある人に対する正しい理解のもと、各関係機関が連携し支援ができる地域づくりが必要であると考えている。

Q) 障害のある人が、地域で自立した生活を続けていくために、就労支援の促進は必要であるが、市として今後の取組みについて伺う。

A) 事業所や利用者の状況の把握に努めるとともに、市役所における職場体験実習や、十勝障害者就業・生活支援センター「だいち」が開催している企業に対する障害者理解を深めるための研修等を継続して実施し、本人の就労に対するきっかけづくりや意識の向上、個々の能力や特性、意欲に応じて働くことができるよう企業や地域住民の理解促進など、幅広い就労支援に引き続き取り組んでいきたい。

Q) 一般就労の状況と定着率は？市内企業での障害者雇用枠と実際に就労している数に乖離はないか？

A) 障害者の雇用の状況については、帯広公共職業安定所の十勝管内の集計となるが、平成30年では、対象労働者34,000人あまりに対して、障害者の数が725.5人となっており、実雇用率は2.09%となっている。

また、障害者雇用促進法にもとづく法定雇用率を達成している企業の割合でみた場合は、平成28年51.0%、平成29年56.8%、平成30年46.8%となっており、障害のある人の就職者数は着実に増加しているが、法定雇用率を達成していない企業の割合は53.2%となっている。定着率は、障害者の就労支援を委託している十勝障害者就業・生活支援センター「だいち」の利用者のみ把握しているが、

平成29年4月～平成30年3月までに就職した人数が71人

そのうち、6ヶ月経過時点で在職していた人数は、71人、定着率 100.0%
1年経過後に在職していた人数は、63人、定着率 88.7%となっている。

Q) 就労支援とは、就労する本人だけではなく、受け入れる側、健常者に対しても理解していただくための支援が必要である。(知る、理解する、受け入れる)ともに働くことが苦痛や不満に繋がってはならない。現状では「だいち」にお任せ。しかしながら企業の中に一定程度の専門的な知識や理解のある存在が求められる。生活支援員・就労支援員・社会保険労務士など、そして職場適応援助者・ジョブコーチの役割は大きいと考えている。「だいち」に寄せられる相談件数や対応状況は？人的配置は？支える存在と言われるジョブコーチは市内に何人存在し、活動しているか？

A) 十勝障害者就業・生活支援センター「だいち」の平成30年度報告の件数となるが、支援対象障害者501名に対し、相談支援件数6,165件。
実施体制としては就業支援担当者6名、生活支援担当者3名配置し。
平成30年4月1日現在、2名のジョブコーチが在籍している状況となっている。
市内におけるジョブコーチの資格を有する人や、事業所における配置状況等については、現在把握できていない状況である。

Q) 支える側のスキルとマンパワーが足りない現状はないか？企業内に知見とスキルを持つ存在の有無によって、職場環境は大きく変化するものと考え。ジョブコーチ養成はどのように行われているか伺う

A) 現在ジョブコーチ養成研修は、(独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構のほか、厚生労働大臣が定める研修を行う民間の研修機関において実施されている。
(独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構北海道支部では、今年度、札幌と旭川それぞれ年4回実施が予定されている。

Q) 2019年度の養成研修は、札幌・旭川で実施されている。札幌出張も日帰りが当たり前になっている近年の状況、加えて人手不足の世の中で3日間の研修に社員を派遣することは難しい。この研修を十勝で実施できるように働きかけることは出来ないか？

A) (独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構が行うもののほか、民間の社会福祉法人や障害者雇用事業所及び都道府県や市町村などが独自に行うものなど、その実施方法はさまざまとなっている。
ジョブコーチによる専門的支援は就労支援やその質の向上において重要と認識している。養成研修に参加しやすい体制整備なども検討しながら、障害のある人の職場への適応や働

きやすい環境づくりなど、就労支援の取り組みをすすめていきたいと考えている。